

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問・意見	回答	
	資料	頁	大	中	小	他			タイトル
1	4		1				事業用地状況図	箕面市立箕面駅前第一駐車場の主要地方道豊中亀岡線に面する歩道ですが、共同構があります。新設駐車場の乗入れを現地乗入れとは別に設ける場合、共同構を下げる必要はないと考えて宜しいでしょうか。	詳細は、大阪府池田土木事務所との協議によります。 なお、共同溝コンクリート製蓋をかわた、現状の乗入れ部(敷地南側一般車出入口)と同様の切下げ形状であれば、共同溝を下げる必要がないことが予想されます。
2	7						駐車場案内表示	駐車場案内表示(満空表示板)の設置場所の変更・増設は、提案として可能でしょうか。	可能です。
3	8	1					参考大規模修繕項目	別紙8では、駅前第二駐車場について参考で大規模修繕項目と数量が記載されていますが、数量として挙げているところを図示願えませんでしょうか？たとえば項目12の各階床クラック補修6270㎡とありますが、エポキシ樹脂処理を行う数量(m?)が不明です。	クラックは屋上のアスファルト部分を除くすべてのコンクリート床に生じているものを対象としているため、数量は面積で算出しています。参考に要求水準書の質問No.54の回答もご確認ください。
4	8	3					外壁タイル張り改修	外壁タイル張改修として「調査の上補修、張り替え、シール打ち替え 1,720㎡」となっておりますが、改修内容が不明です。提案段階では打診調査が行えないため、改修内容、数量を提示いただかないと、提案、入札金額に根拠のない差が出ると思われれます。改修内容、数量をご指示ください。	外壁タイル張改修は、壁面をすべて対象として、調査の上、シール打ち替え等の必要な改修を行うことを想定したものです。参考に要求水準書質問No.54の回答もご確認ください。
5	8	4~6						19~22の項目における各種設備の設置年度をご教示ください。	殆ど昭和63年建設時に設置されたものです。
6	9						第2条	第2条に記載されている「工事監理業務委託契約書」をご提示いただけないでしょうか。	入札説明書質問No.2の回答をご確認ください。
7	9						第3条	第3条第1項において、「主任監督員は、工事現場の状況に精通し、各工事の進捗に留意して工事が完全に施工されるよう監督しなければならない。」とありますが、これは、請負者の行う工事の履行に対して、主任監督員が連帯して責任を負うということでしょうか。	直接の責任は負いませんが、工事が設計図書に沿って施工されていることの確認に加えて、工程の管理等も含めて、工事が円滑に行われるよう監理をしてください。 なお、特定事業契約書(案)第19条第5項に示す通り、工事監理の履行に対し、主任監督員(工事監理者)を設置したSPCが責任を負担することになります。
8	9						第4条	第4条第1項において、「監督員は、(中略)工事が完全に施工されるよう監督しなければならない。」とありますが、これは、請負者の行う工事の履行に対して、監督員が連帯して責任を負うということでしょうか。	質問No.7の回答と同様の扱いとします。
9	9						第6条	第6条第2項において、「主任監督員は、監理区分表にかかわらず市監督員、又は請負者から立会い又は検査等を求められたときはその求めに応じなければならない。」とありますが、これは、業務範囲に関係なく、主任監督員に立会い又は検査等に関する裁量権がないことを意味しているのでしょうか。	主任監督員は立会い等に関する裁量権を有します。 当該項目は、裁量権の有無ではなく、特定事業契約書(案)第19条第3項に定める報告や、同第28条に定める市による説明要求及び建設現場立会いに応じる時点やその区分について示したものです。
10	9						第9条	第9条第1項において、「主任監督員は、入荷材料の品目と適否の概要、工事出来高等の状況を記入した監理日誌を作成しなければならない。」とありますが、これは、主任監督員が使用材料及び工事出来高等の管理を行う義務を負うことを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。 使用材料に対する管理方法は、箕面市建築工事監督業務要領第16条に示しています。また、同第10条に示す工事進捗状況の報告を行うためにも、工事出来高の管理を行う必要があります。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問・意見	回答	
	資料	頁	大	中	小	他			タイトル
11	9						第10条第2項において、「主任監督員は、監理区分表に定めるもののほか、次の事項については市監督員にすみやかに報告し、その指示を受けなければならない。」とあり、その(10)において、「請負者に経営事情悪化の傾向が認められるとき。」とありますが、これは、主任監督員が請負者の経営状態を調査及び監視する義務を負うことを意味するのでしょうか。	意味していません。 調査及び監視の義務は負いませんが、当該傾向を把握した段階で、報告する義務は負います。	
12	9						第10条第2項において、「主任監督員は、監理区分表に定めるもののほか、次の事項については市監督員にすみやかに報告し、その指示を受けなければならない。」とあり、その(15)において、「その他必要と認められる事項があったとき。」とありますが、これは、市監督員が必要と認めた場合、主任監督員に対して、あらゆる事項についての報告を求める権限を有していることを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。 特定事業契約書(案)第19条3項に記載の通り、本件工事に関する報告とします。	
13	9						第11条において、「主任監督員は、工事関係者及び用務のあるもの以外の者をみだりに現場に立入らせてはならない。」とありますが、これは、主任監督員が現場への入退場者の管理を行う義務を負うことを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。 工事監理の業務の範囲内において、当該管理を行う義務を負います。	
14	9						第13条第1項において、「主任監督員は、常に工程に注意し、建設が円滑に施工されるよう段取り、材料、手配等について必要な指示を与えなければならない。」とありますが、これは、請負者が行う工事の施工管理についても責任と権限を有していることを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。 工事監理の業務の範囲内において、工事の施工管理についても責任と権限を有します。	
15	9						第17条第1項において、「主任監督員は、監理区分表に定められた場合以外も施工には努めて立会わなければならない。」とありますが、これは、業務範囲に関係なく、主任監督員に対して、施工の立会いに関する努力義務が課せられることを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。施工に努めて立会い、工事が円滑に行われるための監理をしてください。	
16	9						第25条において、「主任監督員は、請負者から中間出来高請求があった場合は、中間出来高査定簿を作成し、建築主の検査を受けなければならない。」とありますが、これは、主任監督員が工事出来高(数量等)を調査し、その結果に基づく出来高査定簿(数量根拠等)を作成することを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。施工者の協力の上、調査・作成してください。	
17	9						第27条第1項において、「主任監督員は、完了検査の結果、手直し、改造、又は事務手続きを要する場合は受託期間にかかわらず、監理業務を行なわなければならない。」とありますが、これは、請負者の責に帰すべき事由により手直し、改造、又は事務手続きが遅延した場合にも適用されるのでしょうか。	ご理解の通りです。工事が設計図書に沿って施工されていることの確認に加えて、竣工に向けて工事が円滑に行われるための監理をしてください。	
18	9						第29条において、「現場における建築主への建物の引渡しは、請負者に引渡し書を作成させ、立会いのうえ、機器類の使用法、鍵の種類、その他必要な事項を説明しなければならない。」とありますが、機器類の使用法、鍵の種類、その他必要な事項等の「保全に関する資料」の作成は請負者が行うものであり、その説明責任も請負者に帰属するのでしょうか。	箕面市建築工事監理要領第29条の通りとします。 ただし、建設企業等による、「保全に関する資料」作成や説明等の協力を制限するものではありません。	
19	9						第30条において、「主任監督員は、請負者が工事完了届け提出時に工事関係書類一式を市監督員に提出しなければならない。」とありますが、「工事監理業務委託契約書」等において、主任監督員がその提出を課せられる書類を除く工事関係書類については、請負者にその提出義務が課せられるのではないのでしょうか。	ご理解の通りです。 建設企業が作成する竣工図書については、工事監理者の確認が必要となります。当該工事関係書類は、建設企業が作成したものを工事監理者が確認したのちに、事業者(SPC)及び市へ提出してください。	
20	10	3					一般管理事務 施工計画書	「区分表1」、「一般監理事務」の「施工計画書」において、「工種別に施工計画書を作成しAの承諾をとる」とありますが、施工計画書は請負者が作成し、内容を確認し、工事監理者より提出すると考えてよろしいのでしょうか。	質問No.19の回答をご確認ください。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問・意見	回答	
	資料	頁	大	中	小	他			タイトル
21	10	3					一般管理事務 内訳明細書	「区分表1」、「一般監理事務」の「内訳明細書」において、「内訳明細書の数量等精査を行う」とありますが、これは、積算業務ではないのでしょうか。工事期間中の変更事項での増減の内訳明細書という意味でしょうか。	設計時における積算業務とは異なり、施工段階における内訳明細書(変更事項での増減分も含む)の数量等の精査をさします。
22	10	5					一般監理事務 工事完成図	「区分表1」、「一般監理事務」の「工事完成図」において、「完成図面はB(委託先監督員)が作成する」とありますが、完成図面は請負者が作成し、工事監督者が内容を確認して提出するということよろしいでしょうか。	質問No.19の回答をご確認ください。
23	10	9					地業工事 杭打ち工法 作業計画	「安全対策」、「公害対策」等がB(委託先監督員)の承諾の対象となっているように見受けられますが、施工計画における工事監督者の承諾の対象は「品質計画に関する部分」のみという考え方でよろしいでしょうか。	「品質計画に関する部分」のみに限らず、記載の通りとします。工事が設計図書に沿って施工されていることの確認に加えて、工事が円滑に行われるための監理をしてください。
24	10	12					鉄筋コンクリート工事 打設準備 コンクリートの配合	「高級コンクリート」とありますが、このコンクリートの名称は誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。「寒中コンクリート」に訂正します。
25	10	13					鉄筋コンクリート工事 打設 供試 体試験	「高度差補正」とありますが、「温度差補正」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。「温度差補正」に訂正します。
26	10	21					鉄骨工事 安全管理	B(委託先監督員)の承諾の対象となっているように見受けられますが、施工計画における承諾の対象は「品質計画に関する部分」のみで、「安全管理」は請負者の施工管理の範囲であり、承諾の対象とされないとかがえてよろしいでしょうか。	「品質計画に関する部分」のみに限らず、記載の通りとします。工事が設計図書に沿って施工されていることの確認に加えて、工事が円滑に行われるための監理をしてください。
27	10	25					石工事タイル工事 施工 張付け	「圧接工法」とありますが、「圧着工法」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。「圧着工法」に訂正します。
28	10	34					屋外附帯工事 排水工事 敷設	「危険防止」、「交通障害の考慮」がB(委託先監督員)の承諾の対象となっているように見受けられますが、施工計画における承諾の対象は「品質計画に関する部分」のみで、「危険防止」、「交通障害の考慮」は請負者の施工管理の範囲であり、承諾の対象とされないと考えてよろしいでしょうか。	「品質計画に関する部分」のみに限らず、記載の通りとします。工事が設計図書に沿って施工されていることの確認に加えて、工事が円滑に行われるための監理をしてください。
29	10	36					屋外附帯工事 外柵門扉 施工	「危険防止」がB(委託先監督員)の承諾の対象となっているように見受けられますが、施工計画における承諾の対象は「品質計画に関する部分」のみで、「危険防止」は請負者の施工管理の範囲であり、承諾の対象とされないと考えてよろしいでしょうか。	「品質計画に関する部分」のみに限らず、記載の通りとします。工事が設計図書に沿って施工されていることの確認に加えて、工事が円滑に行われるための監理をしてください。
30	10	39					設備工事他	「上記工事以外の設備工事及び他の工事については、その都度箕面市監督職員の指示によりその区分をする。」とありますが、これでは、業務範囲が不明確となりますので、原則等をご提示いただけないでしょうか。	原則として、本区分表に記載がない監督項目に関しても、本区分表に記載された類似の項目に準じて扱います。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問・意見	回答	
	資料	頁	大	中	小	他			タイトル
31	10	41					区分表2	「区分表2」の末尾において、「その他監督職員の指示する書類についても提出すること。」とありますが、この「監督職員」は「A(箕面市監督員)」と考えてよろしいでしょうか。その場合、市監督員が指示した書類については、協議によりその要否を確認してから提出するという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。また、参考に要求水準書の質問No.65の回答をご確認ください。
32	図面集						配置図	敷地周囲の4面道路の各道路の具体の境界位置、幅員の資料がありましたらご提示ください。特に西側の道路の幅員が不明です。	実施方針に添付の(別紙-4-1)事業用地現況図をご確認ください。また、市みどりまちづくり部道路課において、道路台帳等を閲覧してください。設計にあたっては、状況に応じて、市所有の当該敷地と市道との境界明示を行うことを想定しています。
33	図面集						配置図	敷地周囲の4面道路の各道路の埋設物の現況図の資料がありましたらご提示ください。特にその深さ(縦断図)などの資料もありましたらご提示をお願いします。	総合施設敷地周囲のインフラ関係の状況については、要求水準書の質問No.40の回答をご確認ください。また、その深さ(縦断図)などの情報については、各事業者等にご確認ください。
34	図面集						配置図	敷地内座標データがあればご提示をお願いします。	敷地のデータは別紙-4-1事業用地現況図をご利用ください。なお、参考に質問No.32の回答をご確認ください。